

令和3年1月15日

(宛先) 大洲市長

【法人】
 本社の住所、名称、代表者氏名等を記入し社印（代表者印）を押印してください。

【個人事業主】
 住民票の住所、氏名等を記入して押印してください。

【業種名】
 日本標準産業分類の中分類で記載
 複数業種ある場合は、主たる業種を記入してください。

住所 愛媛県大洲市大洲690番地の1
 ○○○ビル2F

連絡先 0893-24-1711

氏名(名称) 大洲商事 株式会社

代表者氏名 大洲 太郎

業種名 養蚕農業



中小事業者等の事業用家屋及び償却資産
 税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条（※）に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について次のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

1 事業収入割合について

令和2年 3月 1日から同年 5月 31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年 3月 1日から令和元年5月 31日 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
600,000円	400,000円	450,000円	1,000,000円	1,200,000円	1,100,000円
合計： 1,450,000円 ……①			合計： 3,300,000円 ……②		
事業収入割合： 43 % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)

(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額)

50%超 第63条第1項第2

(=事業収入が前年同期比で50%未満減少している場合 軽減率：全額)

どちらかにチェックしてください。

令和2年度の納税通知書番号を記入してください。

(納税通知書右上罫線内の番号)

2 特例対象資産について (令和3年1月1日時点の資産)

申告の有無	資産	納税通知書番号
○	事業用家屋 (別紙のとおり)	123456789012 と 987654321098
○	償却資産	123456789012

※1

※2

事業用家屋について申告する場合は、必ず別紙の「特例対象資産一覧」を提出して下さい。
 資産が複数名義に分かれている場合は、該当する全ての納税通所番号を記入して下さい。
 償却資産については、毎年行われる申告により対象資産の確認を行いますので、令和3年度償却資産申告書と一緒に本特例措置の申告書を提出して下さい。

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実と相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名

**中小企業者ではなく、認定経営革新等支援機関等が確認して記入する箇所です。
申請者の方は記入しないでください。**

※認定経営革新等支援機関等とは、下記のとおりです。

- ①認定経営革新等支援機関（認定を受けた税理士・公認会計士又は監査法人・中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫など）
- ②認定経営革新等支援機関に準ずるもの（都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会）
- ③認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があつて、確認書の発行を希望する者（税理士、税理士法人、各地の青色申告会連合会、各地の青色申告会など）

（備

- 1.
2. 本申告において、申告書に記載事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第40条第5項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日までに大洲市に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在	大洲市大洲 690 番地の 1	180.00 m ²	うち事業用
家屋番号	690 番 1		100.00 m ² 55 %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号			
所在	<p>※令和 2 年 4 月に送付した令和 2 年度の納税通知書、課税明細書に記載している家屋ごとに正確に記入してください。 所在は、住所と同じでない場合があります。納税通知書でご確認ください。</p> <p>※令和 3 年 1 月 1 日時点の家屋資産と一致している必要があります。 令和 2 年中に滅失する家屋がある場合は、年内にご連絡をお願いします。 令和 2 年中に新たに家屋を取得する場合は、令和 2 年度の納税通知書に記載がないため、登記簿等で所在や床面積をご確認の上、記入をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未登記家屋の場合、家屋番号は空欄をお願いします。 ・事業用割合は、小数第一位以下を切り捨ててください。 ・認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動や取得があった場合には再度、認定支援機関等に提出の上、確認を受けてください。 ・事業用家屋及び償却資産が軽減の対象です。 居住用家屋（共同住宅等の賃貸住宅を除く）は、軽減の対象外です。 併用住宅（事業用と居住用が一体となっている家屋）は、事業用の面積割合に応じた部分が軽減の対象となります。 ・審査の中で不明な点があれば、お電話や現地調査で確認させていただくことがあります。 		
家屋番号			
所在			
家屋番号			
所在			
家屋番号			
所在			
家屋番号			
所在			
家屋番号			
所在			
家屋番号			
所在			
家屋番号			

- ※ 1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。（前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。）
- ※ 2 事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付すること。
- ※ 3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。
- ※ 4 償却資産については毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。